

医師免許取得後、岐阜県内の特定診療科で勤務

する意思のある方に、**修学資金**を貸与します！

医師免許取得後、一定期間岐阜県内医療機関の特定診療科で勤務いただいた場合、

貸付金額全額の返還が免除されます。

岐阜県特定診療科医学生修学資金貸付制度の概要

貸付金額	月額 100,000 円（年額 1,200,000 円）
貸付期間	1～3年間（医学部 4 年次生～6 年次生） 例）4 年生からなら 3 年間、5 年生からなら 2 年間、6 年生なら 1 年間の貸与となります。
募集診療科	外科 / 小児科 / 産婦人科 / 救急科 / 麻酔科 ／ 総合診療科
募集人数	10 名【令和 8 年度】 ※医師免許取得後、就業先を特定する他の奨学金等との併用はできません。
募集期間	令和 8 年 9 月頃～【予定】 ※ 募集開始の際には、下記 URL に詳細を掲載しますのでご確認ください。 https://www.pref.gifu.lg.jp/page/487621.html
返還免除条件 （全額免除）	次の要件を全て満たした場合は、貸し付けた修学資金の返還を全額免除します。 ① 医師免許取得後、直ちに初期臨床研修を岐阜県内医療機関で実施 ② 引き続き岐阜県内に所在する基幹施設の特定診療科にかかる専門研修プログラムに登録 ③ 初期臨床研修修了後、修学資金貸付期間と同期間岐阜県内の知事が指定する医療機関の②の専門研修プログラムと同一の特定診療科にかかる業務に従事

修学資金返還免除までの流れ（貸付けを 3 年間受けた場合の例）

大学在学中 （4～6 年次生）	医師 免許 取得	初期臨床研修 （2 年間）	専門研修プログラム登録	専門研修 （3 年間）
修学資金の貸付け 総額 3,600,000 円		岐阜県内の臨床 研修病院で実施	県内基幹施設の 特定診療科のプ ログラムに登録	知事が指定す る医療機関

返
還
免
除

※上記返還免除条件を満たすことができず、研修資金を返還することとなった場合は、貸付金額に年 10% の利息を付して返還していただきます。

制度の詳細及び応募方法等は、岐阜県庁ホームページをご覧ください。



【お問い合わせ先】

岐阜県 特定診療科医学生修学資金

検索

担当課	〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1 岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課 医療人材確保係		
担当係長	上 野	担当者	田 島
電 話	058-272-8254（直通）		
F A X	058-278-2871		
メ ー ル	c11230@pref.gifu.lg.jp		